

平成 21 年 7 月 31 日
日本玩具協会

S T 基準の改定について（平成 21 年 7 月 31 日通知（3））

平成 21 年 7 月 27 日開催の理事会において、ST 基準（家庭用電機調理器具を利用する玩具等に関する年齢表示(ST 第一部 7.2.2)、ホルムアルデヒド(ST 第三部 1.6.2 2.8 ②))が、下記のとおり、改定されましたので通知します。

（改定基準は、平成 21 年 9 月 1 日から申請のあった案件から適用する。）

1. S T 基準第 1 部 7.2.2(年齢範囲)の改定（改定は、下線部分の追加）

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| S T 基準第 1 部 物理的・機械的特性 | |
| 7.2.2.1 年齢表示（対象年齢の表示） （略） | } 現行番号を細分化し、新たに小項目の番号を付番。 |
| 7.2.2.2 <u>年齢表示（化学玩具）</u> （略） | |
| 7.2.2.3 <u>年齢表示（接着剤又は溶剤）</u> （略） | |
| 7.2.2.4 <u>年齢表示（家庭用電気調理器具を利用する玩具等）</u> <u>家庭用電気調理器具（レンジ、オーブン、ミキサー、炊飯器、冷凍庫など）を利用する玩具及び調理機能が備わっている玩具については、対象年齢を 8 才以上とし、その包装上にその旨を表示する。</u> <u>なお、やけど等の事故のおそれが小さいものは、対象年齢を 6 才以上とすることができる。</u> | |

（理由）

家庭用電気調理器具（レンジ、オーブン、ミキサー、炊飯器、冷凍庫など）を利用する玩具及び調理機能が備わっている玩具の使用は、海外の基準を参考に、8 才以上の子供を対象とすることとする。

なお、冷蔵庫で冷やすなど事故のおそれが小さいものにあつては、対象年齢を 6 才

以上とすることができることとした。

2. ST基準第3部 6.2 2.8 ②(ホルムアルデヒド関係)の改定(改定は、下線部分の追加)。

ST第3部 化学的特性

6.2 24月を超える子供を対象とする繊維製玩具であつて、玩具のハンドパペット、腕輪、フード、耳あて、カチューシャなど長時間、直接皮膚に接触して使用するもの、並びに、子供が着用する玩具かつら、つけまつげ、つけひげ又は靴下止めに使用されている接着剤

2.8 ② (同上)

(理由)

繊維製玩具へのホルムアルデヒドの基準に関しては、「繊維製の玩具」を対象とすることが明確となるよう平成21年2月1日に改定。

今回の改定は、例示を明示して、基準内容の一層の明確化を図ったもの。

(例えば、例示から見て、「ポシェットのひも」や「布製の手提げカバンの持ち手部分」などは対象とならない。)

追伸

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 Tel03-3829-2513)までお問合せ願います。